

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年2月9日に受け付けた2件の開示請求（受付番号第396号及び第399号）について、平成30年2月23日29行経第2295号で行った2件の個人情報部分開示決定（以下2件を総称して「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県行政不服審査会第2部会の会議録に記載された審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報1」という。）及び審議資料に記載された審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報2」という。）である。

実施機関は、本件個人情報1のうち、同審査会委員の間で行われた意見の交換に係る記録の部分及び同審査会事務局職員が行った説明に係る記録の部分（以下「本件不開示情報1」という。）、並びに本件個人情報2のうち、答申内容に係る記載の部分（以下「本件不開示情報2」という。）については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成30年2月8日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報に係る2件の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成30年2月9日付けで、開示請求の受け付けを行った（受付番号第396号及び第399号）。
- ウ 実施機関は、平成30年2月23日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- エ 審査請求人は、平成30年2月25日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- オ 実施機関は、平成30年3月23日付けで、福岡県個人情報保護審査会に諮問した（29行経第2502号）。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 審査会の正確さを把握するため。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

本件不開示情報1及び2を開示すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、同審査会委員の間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果、今後の同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 福岡県行政不服審査会について

行政不服審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条の規定により設置する知事の附属機関であり、同法第43条の規定による知事の諮問に応じて答申することとされている。具体的には、行政不服審査法に基づく審査請求について、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する役割を担っている。

同審査会は、委員のうちから同審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で審査請求に係る事件について調査審議することとされており（福岡県行政不服審査会条例（平成27年福岡県条例第48号）第8条第1項）、その合議体として2部会を置くこととされている（福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第1条第1項）。

なお、同審査会の調査審議の手続は、福岡県行政不服審査会運営規則第25条の規定により、公開しないこととされている。

イ 本件個人情報1について

平成29年12月19日に開催された福岡県行政不服審査会第2部会（平成29年度第8回）においては、審査請求人が平成29年8月24日付けで行った、個人情報開示請求却下処分に対する審査請求に関する審議が行われている。

本件個人情報1は、福岡県行政不服審査会第2部会（平成29年度第8回）の会議録

(以下「本件会議録」という。)に記載された審査請求人の個人情報であり、本件会議録には、表題、開催日時及び場所の他、発言者及び発言内容が逐語的に記載されている。

ウ 本件個人情報2について

平成30年1月23日に開催された福岡県行政不服審査会第2部会(平成29年度第9回)においては、審査請求人が行った、個人情報開示請求却下処分に対する審査請求について、答申案の審査が行われている。

本件個人情報2は、福岡県行政不服審査会第2部会(平成29年度第9回)で審議された審議資料である答申書の案(以下「本件審議資料」という。)に記載された審査請求人の個人情報であり、本件審議資料には、諮問番号、審査会の結論、判断の理由並びに答申を行う部会の名称及び委員の氏名などが記載されている。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでに於いて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

(7) 本件不開示情報1について

福岡県行政不服審査会は、県の政策や制度のあり方などについて建議する民意反映型の審議会等とは異なり、行政処分等に係る審査請求について、審査庁である知事から諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する準司法的な機能を有するものである。

そして、同審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などについて迅速かつ適切に判断することが要請されていることから、審議の過程においては、委員による意見表明及び議論が何らの制約を受けることなく、非公開の場で自由かつ率直に行われることが必要不可欠である。このため、同審査会の調査審議の手続は、福岡県行政不服審査会運営規則第25条の規定

により、公開しないこととされている。

本件不開示情報 1 には、審査請求人が行った審査請求に係る審議において発言した委員名及び発言内容が逐語的に記載されており、これを開示することが前提となれば、同部会の調査審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、今後行われる同部会の審議において、委員が、発言内容が原因となって、審議に係る審査請求人から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれが認められ、ひいては、今後の福岡県行政不服審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、不開示情報 1 には、同部会の事務局の発言内容も逐語的に記載されているが、これを開示することが前提となれば、同部会の調査審議の手続は非公開とされていることも踏まえると、今後行われる同部会の審議において、事務局が、発言内容が原因となって、審議に係る審査請求人から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程において、同部会の自由かつ率直な意見交換に資する情報を十分に提供できなくなるおそれが認められ、ひいては、今後の福岡県行政不服審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 1 は、本号に該当すると判断される。

(イ) 本件不開示情報 2 について

本件個人情報 2 は、福岡県行政不服審査会における審議の方針に従って作成された答申書の案であり、本件不開示情報 2 は、審査会の結論、判断の理由等の案が記載されている。

答申書の案の段階でこれを開示することが前提となれば、上記 (ア) と同様、今後行われる同部会の審議において、委員が、審議に係る審査請求人から不当な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を差し控えるなどにより、審議過程における同部会の自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれが認められ、ひいては、今後の福岡県行政不服審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 2 は、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。